

# 令和5年度 部活動活動方針

逆井中部活動担当

## 1.目標（目的）

**強い選手である前に、立派な中学生であれ  
～誇りある部活動、声援される集団(個)～**

- ①学校の決まりと部活動のきまりをしっかりとリンクさせ、部活動の中だけでなく、学校生活全体にも良い影響が出るよう活動する。
- ②健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識・技能・習慣を身につける。
- ③学年、学級の所属を離れ同好者の集団活動の中で、奉仕と協調の精神を習得する。
- ④自治的な活動、自主的・自発的な活動を促進する。
- ⑤顧問(教師)と生徒、上級生と下級生の豊かな人間関係を育てる。

## 2.部活動の基本方針

### (1)適切な指導

柏市「部活動のあり方に関するガイドライン」に基づき、自主性・自立性を尊重し、体罰・ハラスメントを根絶した適切な指導を行う。

### (2)活動時間及び休養日について

- ①1週間のうち、平日に1日以上の休養日を設ける。
- ②原則、土日のいずれかを休養日とする。繁忙期であっても、1ヶ月あたり1日以上の休養日を設ける。
- ③年間で100日以上の完全休養日を設定する。
- ④年間の休養日数が十分に確保されるよう記録し、調整する。
- ⑤部活動の完全下校時刻を最長17時30分までとする。
- ⑥平日の活動は、朝もしくは放課後のどちらかのみとする。
- ⑦1日の活動時間は、平日は2時間程度、土日・祝日は3時間程度を限度とする。
- ⑧平日の延長練習については、管理職や生徒指導部、部活動担当で相談し追って具体的な日数は確定する。
- ⑨定期考查前(テスト前)、生徒の家庭学習時間が確保できるよう、適切に配慮する。
- ⑩長期休業中の活動については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期間のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

### (3) その他の変更事項

(2)とは別に、より良い部活動を運営していくために保護者との連携が大切になります。保護者の理解・協力を得るために以下の点を配慮して実施しています。

①年度当初の部活動保護者会にて、「部活動の運営方針・年間計画」等を説明する。

また、年間計画にはあらかじめ「休養日」を明記しておく。

②大会・コンクール等の参加については、校長名文書にて早めに知らせる。

③部費を徴収する場合も文書(校長名)で知らせるとともに、収支報告を必ず行う。その際、保護者の負担軽減について最大限の配慮をするとともに家庭が支払うものについての時期・金額を年度当初に示す。

④月ごとの活動計画を文書で配布する。配布日は前月の25日までを目安とする。

⑤長期休業中の活動は、10日以上前に交付することを目指す。

⑥練習予定に変更が生じた際は、必ず保護者に連絡する。

⑦練習による傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。

⑧学校から保護者に対して送迎(乗り合わせ)の依頼を行ってはいけない。

⑨公費や生徒会費で賄えない消耗品等を徴収せざるを得ない場合は校長の決裁を仰ぎ、収支報告を必ず行う事とする。

### 3. 部活動の顧問及び活動場所（令和5年度分）

部活動名	顧問	主な活動場所	会議場所
陸上競技部	田村、田中（達）、重信、出口	グラウンド	2/4
テニス	井口、黒岩 古澤、春原	テニスコート	3/2
野球	渡来、寺尾	グラウンド	3/1
サッカー	石川、森	グラウンド	1/5
卓球	細間、飯田	体育館	2/1
バドミントン	深澤、遠藤 橋、（宮本）	体育館	第一 理科室
男子バスケ	柳、永瀬、星野	体育館	体育館
女子バスケ	星野、永瀬、柳	体育館	体育館
剣道	佐藤、本田	武道場	武道場
吹奏楽	彦坂、森川、渡邊	音楽室	音楽室
美術	小澤、梅原	美術室	美術室
逆井囃子	森川、渡邊、彦坂	音楽室	音楽室
駅伝	田中（達）、重信、 出口、体育科	グラウンド	第二 理科室
特設（水泳、柔道）	川渕、飯島 小松、春原		

#### 4. 部活動の約束

- ①朝の活動時間は7:10～7:55までとする。今年度からは朝の開門を行わないが、7:00～7:10の間に登校し、活動ができるようにする。
- ②顧問不在の場合は活動を禁止する。
- ③土日の扱いについて、活動時間は3時間とする。
- ④試験期間中（中間・期末）の練習について  
昨年度：1週間前より朝練の停止、テスト直前の日曜日から全ての活動を中止する。  
**今年度：テスト直前の日曜日からすべての活動を中止とする。**  
公式試合等が近い場合には、特例として1時間程度の練習をすることができる。  
但しその場合、**部活動延長届**を作成し、校長の許可及び保護者の承認を得る。
- ※部活動延長届所在 2023⇒70部活⇒部活動延長届**
- ⑤日常の活動時間は、後片付けや更衣を見込んで完全下校15分前までとする。遅くとも、5分前には解散し下校させる。**完全下校時刻を必ず守ること。**
- ⑥外部クラブで活動をしながら、逆井中の部活に加入している生徒も同様に部活動を一生懸命に取り組む。遅刻・欠席・早退の場合には必ず顧問に伝えること。
- ⑦月曜日を全部活休養日とする（月曜日が祝日や振休の場合は火曜日を休養日とする）
- ⑧職員会議・校内研究会のときは全部活休養日とする。
- ⑨原則、土日のうち、いずれか1日休養日を設ける。
- ⑩部長会の実施を月1回、又は必要に応じて不定期に行う。
- ⑪職員室外側の部活動黒板に平日の連絡を記入する。記入は顧問または部長に限る。
- ⑫無断欠席をしないよう、欠席及び早退、遅刻は部長、顧問に連絡するよう徹底する。
- ⑬用具の整理整頓に注意を払い、部長はその状況を必ず点検する。
- ⑭昇降口や教室には荷物を置かない。必ず活動場所に持っていく。
- ⑮活動は3年間続けることが望ましいが、退部、転部を希望する場合は、顧問や担任に相談し、その後の進退を決める。
- ⑯服装は校内服、体育時の服装を原則とするが、種目、競技等を考慮し、活動のしやすいものとする（ユニホームも良い）。Tシャツも可。部で統一のものを使用する。
- ⑰体育倉庫・体育館・武道場の使用にあたり、使用規定に基づき、用具等の使用は大切にし、安全にも心がける。
- ⑱活動中、活動後は教室に戻らない。※必要時は顧問もしくは職員室で許可を得る。
- ⑲休日の鍵の受け渡しは、顧問の先生が受け渡す。  
また、顧問がいないときには鍵の受け渡しは行わない。
- ⑳部活動Tシャツへの着替えについては原則活動場所で着替える事とするが、女子生徒の着替えを考慮し、学年フロアのトイレで着替える事は可とする。（着替えが終わったら速やかに活動場所に行く様、各部活動顧問徹底をする。）

#### 5. 最終下校時刻

4月	17時30分	11月	1～15日	17時00分
5月	17時30分		16～30日	16時45分
6月	17時30分	12月		16時30分
7月	17時30分	1月	1～15日	16時30分
9月	17時30分		16～31日	16時45分
10月	1～15日	17時15分	2月	1～15日
	16～31日	17時00分		16～28日
			3月	17時30分